

ひと
女ひと
男

男女が共に生きるメッセージ



パートナーシップ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222

ワーク・ライフ・バランス
—仕事と生活の調和—

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方を選択・実現できる社会です。



市の男女共同参画社会に向けての市民意識調査によると、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先』する生活が理想であると答えた人が最も多くなりました。一方で、実際の生活では、女性は「家庭生活」、男性は「仕事」を優先しているという回答が多く見られます。

老若男女誰もが、仕事と生活が調和した豊かな暮らしをおくるためには、固定的な性別役割分担にとらわれることなく家庭内の仕事を分担することが大切です。また、職場でも、育児・介護休業や短時間勤務といった柔軟な働き方を支える制度の整備と、それらを利用しやすい環境づくりを進めましょう。

期間雇用者(パート、派遣、契約社員など)も、育児休業を取得できます！

育児・介護休業法では、下記の3つの要件を全て満たせば育児休業を取得できる旨が定められています。

- ①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること
- ②子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること
- ③子の2歳の誕生日の前々日までに、労働契約の期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかではないこと

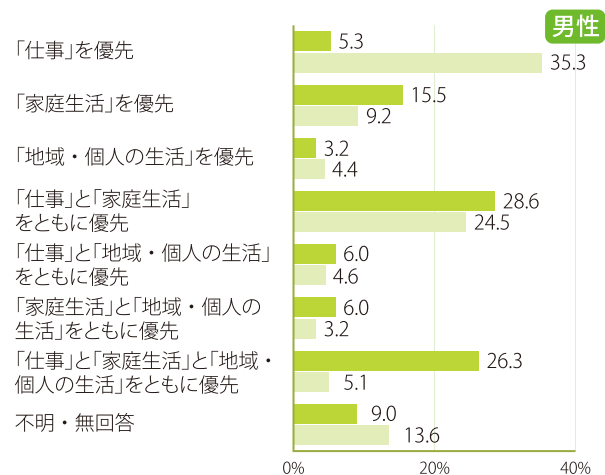
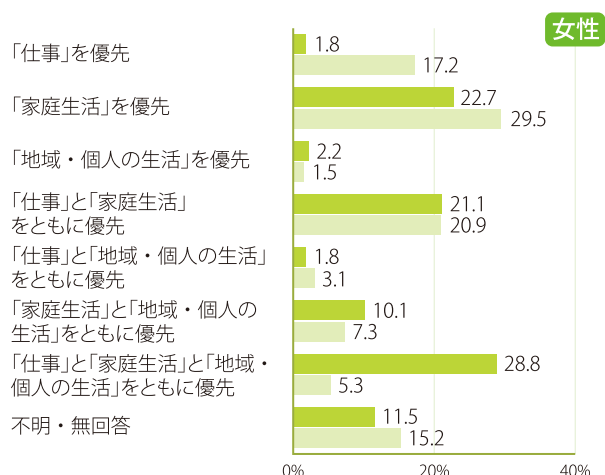
また、期間雇用者に育児休業を取得させ、その後の継続就業を支援した中小企業事業主に対し、対象労働者1人につき最大40万円の助成金制度があります(中小企業両立支援助成金)。

問合せ先 福岡労働局雇用均等室
☎092-411-4894
ファクス092-411-4895

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度
(小都市男女共同参画社会に向けての)

市民意識調査、平成25年3月)

■理想の生活 ■実際の生活 (女性546人、男性433人)



おごおり女性ホットライン
配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに相談してください。

☎092-513-7337

月～金曜日／午前10時～午後5時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

配偶者や恋人からの暴力についての相談のほか、セクシュアル・ハラスメントや仕事、地域、家庭のことなどさまざまな悩みに専門の相談員が対応します。